

【会議概要】

(議事 1) 令和 6 年度保健事業実績及び令和 7 年度保健事業計画について **資料 1**・**資料 2**

事務局 : **【組織の概要】**

「組織の概要」について説明をさせていただきます。冊子「令和 7 年度保健事業概要」の 2 ページをお開きください。組織図となりますが、保健事業は、市民部の健康管理課、福祉部の子育て支援課こども家庭センターで実施しております。令和 5 年度までは健康管理課のみでしたが、令和 6 年度から児童福祉と母子保健の機能を一体化したこども家庭センターを子育て支援課内に設置したことで、健康管理課から母子保健事業が移管となり、虐待予防から子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援体制を整えたことで、現在、部をまたいだ体制となっております。引き続き、2 課で連携を図りながら事業を進めてまいります。

また、各課の所掌事務につきましては、3 ページ記載のとおりとなります。

続きまして、4 ページを御覧ください。健康管理課とこども家庭センターの予算の内容となっております。こちらの表の中で大きく増減した主なものとしたしましては、上の表「健康管理課」の「2 予防費」の「01 予防接種事業」で、前年度と比べ 7,395 万 8 千円の大幅な増額となっております。こちらにつきましては、令和 7 年 4 月より予防接種法に基づく定期接種に新たに「带状疱疹」が加わったことで、その接種費用の一部を助成するための経費を計上したことが主な要因となっております。事業内容ですが、主に 65 歳以上の方を対象として、接種にあたっては「組換えワクチン」を使用する場合は 2 回接種となり 1 回につき 1 万円、「生ワクチン」を使用する場合は 1 回接種となり 4 千円を助成するものとなっております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。各事業につきましては、それぞれの担当より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【予防接種事業】

予防接種事業につきましては、資料の 6 ページから 13 ページについて説明させていただきます。

まず、資料 6 ページから 10 ページにつきましては、主にこどもの予防接種となります。予防接種法上は A 類疾病という区分で、発症すると重症化したり、後遺症を残す病気を予防し、人から人への感染防止を図る目的で実施しております。接種費用は市が全額負担し、本市と契約した医療機関で接種する個別接種となります。

接種率につきましては、6 ページから 9 ページまでの表 1-1 に記載のとおりですが、この中で 9 ページの表「HPV ワクチン」の「キャッチアップ」接種につきましては、接種後の副作用が報告されたことから、平成 25 年 6 月から令和 4 年 3 月までの約 9 年間、積極的な勧奨を差し控えておりましたが、この期間に接種機会を逃した方の接種機会を確保するために令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 3 年間設けられたものとなっております。令和 6 年度は、公費で接種ができる最終年度ということで、対象者には、お知らせの

内容がすぐ確認できるハガキでの周知など計 3 回の個別通知を行った結果、接種率の増加につながりました。

なお、公費で接種ができるのは令和 7 年 3 月までといった内容の周知が全国的に行われた結果、ワクチン需要の急激な高まりによるワクチンの出荷量の調整があり、令和 7 年 3 月までに接種が完了できない見込みの希望者が出てまいりました。国はその状況を踏まえまして、令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 3 年間の期間中に 1 回でも接種を開始した方は、残りの 2 回または 1 回の接種を公費で接種できる経過措置を令和 8 年 3 月まで新たに設けられたところになります。この経過措置の対象となる 364 名には、4 月下旬に再度個別通知を行いまして、令和 8 年 3 月末までに接種を終えるよう周知したところになります。

次に、11 ページから 12 ページにつきましては、主に 65 歳以上の方を対象とした予防接種となります。B 類疾病という区分で、個人の発病またはその重症化を防止し、その積み重ねとしての間接的な集団予防を図る目的で実施しております。接種費用は先ほどの A 類疾病とは違ひまして、市が接種費用の一部を助成するもので、接種希望者は自己負担が生じます。実施方法は、本市と契約した医療機関で接種する個別接種となります。

ワクチンごとの接種率は、資料 11 ページの表 2-1 に記載のとおりですが、この中で表の一番下「新型コロナウイルス感染症」につきましては、令和 6 年 3 月をもって全額公費による特例臨時接種が終了となりまして、令和 6 年 10 月から定期接種として実施してまいりました。令和 5 年度の秋冬接種での 65 歳以上の接種率は 59.0%だったのに対しまして、令和 6 年度は 28.9%と大幅に減少となりました。全額公費の負担がなくなり自己負担が生じたこと、令和 6 年度は大きな流行がなく危機意識が薄れたことなどが影響したと思われます。

なお、B 類疾病には、新型コロナウイルス感染症のほかにインフルエンザ、肺炎球菌感染症がありますが、資料 12 ページの下の参考にありますように、令和 7 年度からは带状疱疹も追加されました。対象者には 4 月下旬に通知を行ったところです。

予防接種による予防可能な病気の範囲が広がったことから、接種希望者が混乱しないように引き続き適切な時期に個別通知を行うなど、接種率の向上に取り組んでまいりたいと思います。

予防接種事業の説明は、以上となります。

【健康診査事業】

15 ページの特定健康診査から 30 ページの骨粗しょう症予防検診までを説明させていただきます。

15 ページの特定健康診査から 23 ページのもばら健幸相談までは、健診受診からセルフケア、自己管理や療養方法の指導に至るまでの流れとなっております。

まず、15 ページの特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドロームに着目し、特定保健指導を必要とする方を的確に抽出するために実施をしております。公共施設で行う集団健診と契約医療機関で行う個別健診の 2 種類の受診方法を御用意することで、受診機会の確保に努めております。

また、受診率向上のため、集団健診の予約当日未受診であった方へ電話勧奨することにより、その後の受診につなげるよう努めております。

次に、16 ページの特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、対象者一人一人の身体状況に合わせ、生活習慣を見直すためのサポートを実施いたしました。集団健診受診者で積極的支援に該当した方に対しましては、特定保健指導の初回面接時に健診結果を説明しながら渡すことで、実施率が向上いたしました。

次に、20 ページから 22 ページの糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、糖尿病性腎症の発症・重症化のリスクを有した糖尿病未治療者に対し、受診勧奨と併せて適切な保健指導を行うことで、糖尿病性腎症の重症化を予防し、ひいては人工透析への移行を阻止することを目的としております。また、令和 5 年度からは、慢性腎臓病の重症化予防対策についても併せて取り組んでおりまして、茂原市長生郡医師会様の御協力のもと、市民の健康増進と医療費の適正化に努めてまいりたいと思います。

次に、25 ページのがん検診から 30 ページの骨粗しょう症予防検診までを御説明いたします。今日では、医療の目覚ましい進歩により、早期発見・早期治療をすることで、がんは救命可能な病気となっております。がんに罹ることを防ぐ 1 次予防と、がんで亡くなることを防ぐ 2 次予防の実施により、早期に適切な指導及び治療に結びつけることが大変重要であり、これらを併せて実施することで、より効果を高めるよう努めているところでございます。

25 ページから 26 ページのがん検診につきましては、市民の死亡率減少を目的とした対策型がん検診として、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの 5 大がんの検診を実施いたしました。受診率向上に向け実施している具体的な取り組みにつきましては、検診に関するチラシの自治会を通した毎戸配布、前年度受診者への通知、新規 40 歳の方や検診関心層にターゲットを絞った個別勧奨、QR コードによる申込みフォームの活用、子宮頸がん検診と乳がん検診の無料クーポン券の配付、さらに複数の検診の同時受診を実施し、受診率の向上と検診の効率化を図っております。

最後に、30 ページから 31 ページの骨粗しょう症予防検診につきましては、前年度は、個別勧奨の対象を 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳で 5 年以内に乳がん検診、子宮頸がん検診を受診した女性としていたところですが、令和 6 年度は 20 歳の女性全員に変更したところでございます。しかし、若年層の検診の申し込みには繋がりにくく、受診者数は減少しております。今年度は個別勧奨の対象を見直すとともに、若年層への啓発が課題であると考えております。

今後も、効果的な個別勧奨の実施や同日受診の継続実施など検診内容の充実や利便性の向上を図りながら、多くの方々に受診していただけるよう最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

健康診査事業の説明は、以上となります。

【健康づくり推進事業①】

健康づくり推進事業の説明をさせていただきます。資料は 33 ページから 46 ページと

なります。健康づくり推進事業は、先に改定されました健康もばら 21(第2次)に則り、生活習慣病予防や、運動・食生活等、市民の健康保持・増進を図ることを目的とした事業です。健康もばら 21(第2次)の策定につきましては、健康増進計画と食育推進計画の他に、歯科口腔保健計画、自殺対策推進計画を合わせた4本立ての計画として、今年3月に策定いたしました。策定の際には委員の皆様から御意見をいただき、ありがとうございました。健康管理課の各事業におきましても、本計画をもとに事業を実施しているところです。

本日は、この中で主な3つのトピックにつきまして御説明申し上げます。

1つ目は、資料36ページの「自殺対策強化事業」です。この事業は、自殺対策基本法に基づき実施しております。社会情勢の影響から、中年男性をはじめとした自殺者の数が全国で年間3万人まで急増し、政府が各自治体に対策を強化するよう求めました。その結果、令和元年には2万人を切るまでとなりましたが、新型コロナウイルス感染症が蔓延した令和3年以降の傾向として、小中高校生の自殺者数の増加が課題となっております。本市の自殺者数は、36ページの「表3-2 自殺者数及び自殺死亡率の推移」に掲載しておりますが、過去5年間の平均では、年間16人となっております。自殺死亡率で見ると国県より若干高い状況です。自殺者の傾向としては、中年男性が多く、小中高校生の自殺者数はほぼない状況ではあります。健康もばら 21(第2次)策定時の健康づくりアンケートによると、18歳以上では「相談したいが誰にも相談できない」「相談場所がわからない」とする方が全体の1割、小学生から高校生までは「悩みや困りごとの相談はしたくない」とする方が1割前後ありました。これと自殺死亡率の割合は似通った数値でもあることから、市民の方々が悩みや困りごとを相談できる体制の構築は大変重要になってまいります。

本市で実施している臨床心理士による「こころの健康相談」事業は、様々な世代に対する相談場所の一つとして、年々利用者数が増加しており、小学生や中学生の御相談も見受けられます。また、本市職員や住民の自殺予防対策として、毎年「ゲートキーパー養成講座」を実施しております。昨年度は、民生委員児童委員協議会からの依頼も受けております。今後も自殺予防の啓発とともに、相談体制の更なる整備をしてまいります。

2つ目として、資料39ページと40ページの「健康教育・衛生教育・職員出前講座」です。市民団体等からの講師派遣依頼数は、コロナ禍以前の回数程に回復しております。健康もばら 21(第2次)でも挙げておりますが、本市が抱える健康課題は糖尿病であり、特定健康診査では非肥満高血糖といって、太ってはいないけれど血糖値が高い方が多くいる結果がここ数年出ております。糖尿病は今後、市民の健康度をアップさせるためにも、こういった本市の健康課題の周知をはじめ、地域に出向いて健康教育や健康相談を実施し、出前講座等の活用を積極的にアピールしていくことで、市民の皆様がより健康行動に移るきっかけを多くつくっていきたいと考えております。

【健康づくり推進事業②】

資料44ページの「健康生活推進員会活動」について御説明いたします。令和6年度は、3年任期の2年目となり、1年目で学んだ基本的な知識や技術を活かしながら、応用力や

主体性を培えるよう糖尿病や高血圧、脂質異常症など、本市に多い疾病の病態と予防法を理解するための調理研修会や、運動習慣定着のための運動研修会を行いました。普及活動として、従来の健康づくり料理教室やウォーキング教室に加え、新たに自助意識を高めるための災害時に役立つ料理教室を開催し、幅広い視点で普及に取り組むことができました。また、百歳体操の会等、地域の集まりに出向いて塩分測定会を開催し、減塩啓発活動にも取り組みました。

今年度は、推進員の3年任期の3年目となることから、今までに得た知識と技術を活かして、地域に即した健康づくりのための普及活動が自主的にできるよう支援し、地域の健康づくりに貢献できるよう努めてまいります。

健康づくり推進事業の説明は、以上となります。

【歯科健診事業】

歯科健診事業について御説明させていただきます。80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという「8020運動」推進のため、妊娠期から高齢期までライフステージに合わせた歯科健診、歯科健康教育等を実施しています。

資料59ページ「妊婦歯科健康診査」につきましては、令和6年度より茂原市長生郡歯科医師会様に委託し、指定医療機関にて個別歯科健診を受診できる体制となり、受診者は増加いたしました。

資料66ページから74ページの乳児期から幼児期までの相談事業、健診事業では、むし歯予防のためのフッ化物応用を推進しております。幼児歯科健診では、希望者にフッ化物歯面塗布を実施しており、むし歯罹患率は年々減少傾向にあります。

次に、資料48ページと49ページですが、幼稚園・保育所・小中学校の巡回歯科指導では、歯科疾患の予防に関する知識の普及を行うとともに、各施設の御協力をいただきながら、フッ化物洗口を実施し、歯質の強化に取り組んでおります。幼稚園・保育所のむし歯罹患率は年々減少傾向にあり、また、12歳の一人平均むし歯数は前年度より減少いたしまして、千葉県歯・口腔保健計画の目標値を達成いたしました。

資料52ページ「歯周病検診」につきましては、対象者に20歳及び30歳の若年層を加え、また、65歳以上には口腔機能のチェックを実施し、オーラルフレイル予防の啓発を行いました。

資料53ページ「在宅寝たきり者等歯科保健事業」につきましては、65歳以上の寝たきり等で外出が困難な市民の方を対象に訪問歯科健診や歯科指導を実施しております。昨年度は、5件の利用があり、今年度もセーフティーネットとして継続して実施してまいります。

また、冊子の中のいろいろなところにイラストがありますが、「モーバとラッシーのハッピータイム」という動画配信のPRやキャラクターを使った歯みがきカレンダーなどの媒体を活用しながら、各歯科健診事業に取り組むとともに、歯科健診事業において滞りなく事業を遂行するために各関係機関と連携を図ってまいります。

歯科健診事業については、以上となります。

【母子保健事業】

54 ページから 79 ページの母子保健事業について御説明いたします。

はじめに、資料の追記をお願いいたします。68 ページの「1 歳 6 か月児健康診査」の「表 9-2 受診者数及び身体面の状況」及び 72 ページの「3 歳児健康診査」の「表 11-2 受診者数及び身体面の状況」の中で、「異常なし」と「健康管理上注意すべき者」の割合について記載漏れがありました。大変失礼いたしました。68 ページ「1 歳 6 か月児健康診査」ですが、「異常なし」は「35.1%」、「健康管理上注意すべき者」は「64.9%」と追記をお願いいたします。また、72 ページ「3 歳児健康診査」ですが、「異常なし」は「49.1%」、「健康管理上注意すべき者」は「50.9%」と追記をお願いいたします。

令和 6 年度から母子保健機能と子育て支援課の児童福祉機能を一体化したこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を強化しております。主な事業の 5 事業について御説明いたします。

はじめに、55 ページの妊娠届出の状況ですが、保健センターにて保健師または助産師が全数面接し、出産・子育てまでの見通しが立つようにケアプランをお渡ししています。妊娠届出数は、表 1-4 の合計欄のとおり 368 人と前年度より 19 人減少しております。その一方で、表 1-3 の外国語版母子健康手帳の交付数は 12 件と交付数の 3.2%を占めております。外国語版を利用する方は、日本語でコミュニケーションが取れないだけでなく、複数の課題を抱えていることもあることから、SNS や通訳アプリを駆使しながら地区担当保健師が支援しております。

次に、表 1-5 に示したハイリスク妊婦数ですが、未婚やステップファミリー、精神疾患の既往歴、経済的困窮等の複数の要因を併せ持ち、特に支援を要する妊婦として 124 人、表 1-6 の特定妊婦は 13 人と、どちらも前年度より増加しております。特定妊婦については、随時、児童福祉担当職員と情報共有し、サポートプランを作成して支援を行っております。

次に、57 ページの「ママ・パパ教室」ですが、沐浴実習をはじめ体験型の内容としております。夫の参加率は 9 割を超え、3 回目については先輩パパと「パパを楽しもう」をテーマに交流し、父親支援に力を入れ、夫婦で子育てが楽しめるように支援いたしました。

次に、61 ページの「産後ケア事業」ですが、妊婦への周知が進み、母子健康手帳交付時にはすでに産後ケア事業について認識している妊婦が増えています。昨年度から東千葉メディカルセンターを委託先に加えたことで、希望通りに利用できる体制が整い、日帰り型と宿泊型の利用者が 5 倍から 6 倍に増加しました。

次に、75 ページの「子どもの生と性のライフスキル事業(思春期保健事業)」を御覧ください。思春期保健教室の実施状況を調査したところ、当センターに依頼がない学校についても外部講師を活用するなどして、市内すべての小中学校で実施していることが分かりました。市で実施している内容は、表 12-2 及び表 12-3 のとおりです。学校によって知識の偏りが生じないように、発達段階に合わせた内容に統一できることが望まれ、学校や教育委員会と引き続き協議してまいりたいと考えております。

続きまして、78 ページ「出産・子育て応援事業」を御覧ください。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う伴走型相談支援と一体型で給付金を支給する事業となっております。妊娠後期アンケート、出産・子育て応援給付金については、電子申請で受け付け、回収率や申請率については、表 14-2 と表 14-3 のとおり 97%を上回っております。伴走型相談支援の一つである妊娠後期アンケートは、プッシュ型で不安や心配事を聞く機会となり、より相談しやすい体制につながっていると考えております。また、この事業をきっかけに、死産の届出を受理する市民課から案内していただき、当センターで「流産・死産した方へ」のチラシを渡ししながら面談し、その後に地区担当保健師が産婦に電話や訪問等で体調確認をはじめ、心のケアができる体制を整えました。

今年度からは、法定事業である妊婦のための支援給付に移行し、流産・死産した方にも給付金を支給することができるようになりました。給付金をきっかけに、支援につながるよう働きかけてまいります。

以上で説明を終わりますが、今後もより身近に相談できる場として機能するように、各種母子保健事業を通じて切れ目のない支援と児童福祉と連携した包括的支援に努めてまいります。

母子保健事業の説明は、以上となります。

事務局：【事前質問回答①】

質問の 1 つ目として、資料 1 の 17 ページから 18 ページ「後期高齢者健診(フレイル健診)」の件で御質問をいただいております。質問内容を読ませていただきます。「表 3-3 年代別フレイル疑い内訳」について、「①複数の項目に該当する受診者はいるか、②若い世代への啓発として、動画配信の記載があるが、動画の活用やその他検討、もしくは実施している啓発方法があれば伺いたい。」とのことですが、回答といたしまして、①については、表 3-3 の合計欄の 309 人は実人員で、代表的な機能の分類で計上しております。資料には掲載がないのですが、複数のフレイル項目に該当する方はいらっしゃいまして、粗集計では運動機能と認知機能の重複が多くなっております。②については、市保健センターのインスタグラムや市公式 LINE 等において動画配信の紹介を行っております。

【事前質問回答②】

続きまして、44 ページから 45 ページの健康生活推進委員会活動について、御質問をいただきました。内容ですが、「表 8-1 令和 6 年度研修会及び活動の状況」について、「中央研修会の内容に記載のある「茂原公園健康ウォーキングリーフレットを作ろう」について、その後のリーフレットの作成、活用状況について伺いたい。」という御質問をいただきました。

こちらについては、令和 7 年 3 月に「健康ウォーキングマップ」が完成し、3,000 枚作製いたしました。お配りしましたお手元の資料でカラー刷りの「健康ウォーキングマップ」というものが完成したものになります。こちらの活用方法ですが、推進委員会普及活動での配布や、総合市民センター、美術館、福祉センター、公民館、市民体育館など、各公共機関に順次設置し、市民の皆様に活用していただく予定となっております。また、市公式ウェブサイトに掲載し、ダウンロードして印刷できるよう準備しております。

【事前質問回答③】

また、同じく健康生活推進員会活動の「表 8-3 令和 7 年度研修会及び活動の予定」についても御質問をいただいております。「令和 7 年度の活動計画として「市民向け普及活動」に「ウォーキング教室」、「室内運動教室」とあるが、それぞれの教室の具体的な開催予定時期、回数、想定対象年齢を教えてください。」という御質問いただいております。

こちらの回答につきましては、「ウォーキング教室」は 10 月～2 月の毎月 1 回の計 5 回、「室内運動教室」は 5 月と 7 月の 2 回の開催予定となっています。想定している対象年齢ですが、18 歳以上を想定しておりますが、実際に参加している方は 60 代から 80 代となっております。

【事前質問回答④】

72 ページから 74 ページの「3 歳児健康診査」について、「表 11-2 受診者数及び身体面の状況」について「精神面の人数が令和 4 年 61 人から令和 6 年 153 人と増加しているが、その後、専門機関や市において支援が継続されている児の人数、支援状況、就学前後の教育委員会等との連携状況を教えてください。」という御質問をいただきました。

「表 11-2 受診者数及び身体面の状況」の中の「健康管理上注意すべき者」のうち精神面で計上している内訳ですが、言語発達等の発達に関するものの他、母のメンタル不調や養育上に課題のあるものについても計上しております。令和 4 年度から比較して倍以上に増加している要因として、発達面で経過観察が必要なお子さんに加え、経済的困窮や日本語でコミュニケーションがとれない家庭、母の精神疾患や知的障害、被虐待歴などの背景があり、養育上の課題を抱える家庭が増えていることが挙げられます。

支援状況についてですが、153 人のうち専門機関で継続支援しているのが 8 人、その他 145 人を市で継続支援しております。市では電話や訪問、保育所等の所属機関に発達状況等を確認し、必要に応じて市で実施している療育支援事業、子育て相談・ことばの相談、ひまわりっこ教室や児童発達支援事業所の紹介を行っております。就学後も継続支援が必要なお子さんについては、学校教育課で実施している就学相談に地区担当保健師が同行する等の支援をしております。また、ことばの相談を利用しており、就学後に言語通級指導教室に入級する場合には、保護者の同意を得て、指導内容と課題について担当者会議で情報提供をしております。